

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱新旧対照表（令和2年7月1日改正）

改正案	現行	備考
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p> <p>平成23年 3月30日 国総計第 97号  国鉄財第368号  国鉄業第102号  国自旅第240号  国海内第149号  国空環第103号  (中略)</p> <p><u>令和 2年 7月 1日 国総地第 34号</u>  <u>国総モ第 16号</u>  <u>国鉄事第 87号</u>  <u>国自旅第 78号</u>  <u>国海内第 29号</u>  <u>国空事第414号</u></p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p> <p>平成23年 3月30日 国総計第 97号  国鉄財第368号  国鉄業第102号  国自旅第240号  国海内第149号  国空環第103号  (中略)</p>	
<p><u>附 則（国総地第34号、国総モ第16号、国鉄事第87号、国自旅第78号、国海内第29号、国空事第414号）</u></p> <p><u>第1条 この要綱の改正は、令和2年度第二次補正予算から施行する。</u></p> <p><u>（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）</u></p> <p><u>第2条 大臣は、令和2年度第二次補正予算に限り、附則別表1に掲げる地域公共交通事業者が新型コロナウイルスの感染拡大を防</u></p>	<p>(新設)</p>	

改正案	現 行	備考
<p><u>止するために必要な対策を行う事業（以下「地域公共交通感染症拡大防止対策事業」という。）を行う場合においては、この条から附則第20条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第20条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</u></p> <p><u>（補助対象期間）</u></p> <p><u>第3条 地域公共交通感染症拡大防止対策事業における補助対象期間は、令和2年5月27日から令和3年3月31日までとする。</u></p> <p><u>（補助対象事業等）</u></p> <p><u>第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第20条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。</u></p> <p><u>2 地域公共交通感染症拡大防止対策事業における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。</u></p> <p><u>（補助金の額）</u></p> <p><u>第5条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。</u></p> <p><u>（補助金交付申請）</u></p>		

改正案	現行	備考
<p><u>第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第8-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであつて附則別表1に定める実証運行を行う場合は、次の各号に掲げる書類を補助金交付申請書に添付するものとする。</u></p> <p><u>一 実証運行の計画として次に掲げる事項を記載した書類</u></p> <p><u>イ 実証運行の実施内容（期間、運行回数、輸送人員見込（対前年比を含む。）等）</u></p> <p><u>ロ 必要な感染症対策及び車内等の密度を上げないための配慮の内容</u></p> <p><u>ハ 実証運行に要する経費見込</u></p> <p><u>ニ 実証運行による収入見込</u></p> <p><u>二 直近の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）</u></p> <p><u>三 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類</u></p> <p><u>（交付の決定及び通知）</u></p> <p><u>第7条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定を行い、様式第8-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>（交付決定の変更等の申請）</u></p> <p><u>第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする</u></p>		

改正案	現 行	備考
<p><u>るときは、様式第 8 - 3 による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。</u></p> <p><u>(交付決定の変更及び通知)</u></p> <p><u>第 9 条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第 8 - 4 による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>(申請の取下げ)</u></p> <p><u>第 1 0 条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 3 0 日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(状況報告)</u></p> <p><u>第 1 1 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 8 - 5 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の 3 月 1 0 日までに大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次</u></p>		

改正案	現行	備考
<p><u>事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(実績報告)</u></p> <p><u>第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに様式第8-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 補助対象事業者は、前項の完了実績報告書又は終了実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を添付するものとする。</u></p> <p><u>一 実証運行の実績（期間、運行回数、輸送人員等）</u></p> <p><u>二 必要な感染症対策及び車内等の密度を上げないための配慮による効果</u></p> <p><u>三 実証運行に要した経費</u></p> <p><u>四 実証運行による収入</u></p> <p><u>(補助金の額の確定等)</u></p> <p><u>第13条 大臣は、前条第1項本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8-8により補助対象事業者に通知するものとする。</u></p>		

改正案	現 行	備考
<p><u>(補助金の請求)</u></p> <p><u>第14条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。</u></p> <p><u>(事業の中止等)</u></p> <p><u>第15条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(補助金の整理)</u></p> <p><u>第16条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかななければならない。</u></p> <p><u>2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(取得財産等の整理)</u></p> <p><u>第17条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。</u></p>		

改正案	現 行	備考
<p><u>(帳簿等の保存)</u></p> <p><u>第18条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。</u></p> <p><u>一 取得財産等の得喪に関する書類</u></p> <p><u>二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類</u></p> <p><u>2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。</u></p> <p><u>(取得財産等の管理等)</u></p> <p><u>第19条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</u></p> <p><u>(取得財産等の処分の制限)</u></p> <p><u>第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。</u></p> <p><u>2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第8-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付</u></p>		

改正案				現行	備考
<p><u>した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。</u></p> <p><u>附則別表1（令和2年7月1日改正附則第2級及び第4条第2項関連）</u></p>					
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	<u>（新設）</u>	
鉄道	<u>鉄軌道事業者（地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第6条第2項に定める旅客会社及び同法第8条第2項に定める貨物会社、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者並びに鋼索鉄道のみを経営する事業者を除く。）</u>	<u>感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用（車両における抗菌・抗ウイルス・換気対策、駅の衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、運転台仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等）</u>	<u>1 / 2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）</u>		
		<u>必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行に要する費用</u>	<u>1 / 2</u>		
自動車	<u>一般乗合旅客自動車運送事業者</u>	<u>感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する</u>	<u>1 / 2（当該</u>		



改正案				現行	備考
		<u>費用(車両における抗菌・抗ウイルス・換気対策、ターミナルの衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、運転席仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等)</u>	<u>補助対象経費が100万円以下の部分については(定額)</u>		
		<u>必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないように配慮した実証運行に要する費用</u>	<u>1/2</u>		
<u>一般貸切旅客自動車運送事業者</u>		<u>感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用(車両における抗菌・抗ウイルス・換気対策、ターミナルの衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、運転席仕切りカーテン隔壁の設置、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等に要する経費</u>	<u>1/2 (当該補助対象経費が100万円以下の部分については(定額))</u>		

改正案				現行	備考
		等) 高性能車内換気機構等感染拡大防止効果の高い設備を備えた車両を導入するために要する費用			
		必要な感染症対策を行ったうえで実証運行に要する費用	1 / 2		
海事	第26条第2項に定める離島航路事業及び同条第3項において離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者	感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用(船舶における抗菌・抗ウイルス・換気対策、ターミナルの衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等)	1 / 2 (当該補助対象経費が100万円以下の部分については)		
		必要な感染症対策を行ったうえで、船内等の密度を上げないよう配慮した実証航行に要する費用	1 / 2		
航空	本邦航空運送事業者(特定本邦航	感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する	1 / 2 (当該		

改正案			現 行	備考
	<u>空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。)</u>	<u>費用(航空機における抗菌・抗ウイルス・換気対策、ターミナルの衛生対策、熱感知カメラの設置等による検温、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等、リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費等)</u>	<u>補助対象経費が100万円以下の部分については定額)</u>	
		<u>必要な感染症対策を行ったうえで、機内等の密度を上げないよう配慮した実証運航に要する費用</u>	<u>1/2</u>	
<p><u>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</u></p> <p><u>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</u></p> <p><u>また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第8-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</u></p>				